

# 仕 様 書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）に定めるもののほか、本仕様書に従い実施するものとする。

## 1. 目 的

魚沼市長選挙のポスター掲示場の設置及び撤去業務を委託するもの

## 2. ポスター掲示板の規格等

- (1) 区画数 4区画（縦900mm×横1,350mm）
- (2) 材 質 アルミ複合板

## 3. 設 置

### (1) 設置場所

魚沼市堀之内地域 40か所

### (2) 事前確認

- ① ポスター掲示場一覧表（別紙）と後日配布するポスター掲示場位置図に記載されている位置に掲示場が設置可能かを事前に確認すること。
- ② 確認した結果、障害物等があり設置することができない又は設置により、その後の道路除雪作業に支障があると思われる箇所については、その近辺で適当な箇所を配布した図面上に記入し、発注者に提出すること。
- ③ ①、②の業務を**令和6年11月15日まで**に行うこと。

### (3) 設置及び撤去業務を行う期間

設置 11月18日から11月22日まで

撤去 12月9日から12月11日まで

ただし、選挙が無投票となった場合は、12月2日から12月4日までとする。

### (4) 設置方法

野立て式38か所、ブロック式1か所、ガードレール式1か所とする。ただし、事前確認の結果、設置方法の変更が生じた場合にあっては、この限りでない。

- ① それぞれの設置方法は、後日配布する施工マニュアルを参照すること。ただし、現場状況により変更になる場合があるので適切に対応すること。
- ② 大抵の気象条件に耐えられるように固定して設置することとし、発注者が確認し補修が必要と認めたときは、受注者が責任を持って行うこと。
- ③ 設置に必要な基本的な資材（支柱、支柱、金網用フック、ブロック用フック、前杭（鉄製）、後杭（木製）、クランプ等）は発注者が貸し出すが、その他の資材（被覆線、釘、ウエスなど）が必要な場合は受注者が準備する

こと。

- ④ 掲示板に通し番号を記載又は別に配布する番号を記載したシールを掲示板に添付すること。

(5) 撤去方法

設置した掲示板等を取り外し、設置前の状態に復旧すること。また、発注者が貸し出した掲示板及びその他の資材については、看板業者から賃借した物品であるため、適切に取り扱うこと。

4. その他

- (1) ポスター掲示場の設置に係る必要資材（発注者が貸し出す資材を除く。）、運搬費等一切を見積もること。なお、除雪作業が必要な場合は別途発注することになるので、その経費は本件契約に含めないこと。

また、選挙が無投票となり、早期に撤去した場合であっても、契約金額は変更しないものとする。

- (2) 事前確認の結果、設置場所の変更が必要な箇所については、発注者が地権者又はその土地の管理者に了解を得た後に設置するものとする。

- (3) 掲示板等の搬入先及び搬出先は、受注者の指定する場所とする。受注者は、搬入された掲示板等が適切に保管することができる場所を確保すること。保管場所は、ユニック車での積み下ろしが可能な倉庫等が望ましいが、やむを得ない場合は、屋外でも可とする。ただし、破損、汚損、紛失、盗難等がないように、シートで覆うなど適切に保管すること。

なお、選挙が無投票となり、早期に撤去した場合であっても、看板業者が指定する期日までは受注者において適切に保管すること。

- (4) 金網、ブロック塀、ガードレールなどの構造物に設置する場合は、構造物に傷を付けない様に最善の方法とすること。

- (5) ポスター掲示場の設置期間中（設置及び撤去作業時間も含む。）に、ポスター掲示板が自然現象及び特定できない第三者により倒壊等したときは、受注者が復旧にあたるものとする。また、このとき第三者を負傷させ、又は第三者の所有物を損壊した場合、その賠償は受注者の責任とする。

- (6) 契約締結後、業務に着手したときには着手届を提出し、業務が完了したときには履行届を提出すること。履行届には、1箇所につきA4サイズの用紙1枚に着手前、設置完了、撤去完了時の状況写真を作成し添付すること。

- (7) 業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。

5. 照会先

総務政策部総務人事課総務係 ☎025-792-9203

No.	地区NO.	地区別	投票区	行政区名	設置場所住所	設置方法	設置する物件	備考
1	1	堀之内	第1	学校町	堀之内423-3	基本		軽トラックが通れる様にする事。
2	2	堀之内	第1	小町	堀之内130	基本		
3	3	堀之内	第1	上仲町	堀之内4095	ブロック	掲示板	
4	4	堀之内	第1	堀之内宮原町	堀之内2826-1隣	基本		
5	5	堀之内	第1	堀之内駅前通	堀之内4396	基本		
6	6	堀之内	第1	堀之内駅前通	堀之内4036-3	基本		
7	7	堀之内	第2	堀之内稲荷町	堀之内637-3脇	基本		
8	8	堀之内	第2	関下町	堀之内3982-1	ガードレール	柵	
9	9	堀之内	第2	山ノ手町一	堀之内2911-33	基本		
10	10	堀之内	第2	大石一	大石484-2	基本		
11	11	堀之内	第2	大石新田	大石308-12	基本		
12	12	堀之内	第2	吉水	吉水46-4	基本		
13	13	堀之内	第2	和田原	吉水529	基本		
14	14	堀之内	第3	下倉新田	下倉1395-2	基本		
15	15	堀之内	第3	下倉	下倉469-1	基本		
16	16	堀之内	第3	田戸	田戸557	基本		鳥居側か社殿側に寄せ中央に設置しないこと
17	17	堀之内	第3	新田	根小屋2089	基本		
18	18	堀之内	第3	寺村	根小屋1577-11	基本		
19	19	堀之内	第3	本村	根小屋1028-4	基本		
20	20	堀之内	第3	桜又	根小屋368-1	基本		
21	21	堀之内	第4	竜光一	竜光1910-2	基本		隣の水田側に寄せて設置。
22	22	堀之内	第4	竜光二	竜光154-1	基本		
23	23	堀之内	第4	新道島	下新田691-4	基本		
24	24	堀之内	第4	下新田	下新田288-3	基本		
25	25	堀之内	第4	下島	下島677-1	基本		
26	26	堀之内	第4	田川	田川308-12	基本		
27	27	堀之内	第4	和長島	和長島596-1	基本		
28	28	堀之内	第4	徳田	徳田315-1 隣	基本		
29	29	堀之内	第5	増沢	吉水1372-2	基本		
30	30	堀之内	第5	舟山	吉水2128-2	基本		
31	31	堀之内	第5	長屋	原91-2	基本		
32	32	堀之内	第5	原一	原916-3	基本		
33	33	堀之内	第5	坊名	原1245-5	基本		
34	34	堀之内	第5	日影	明神368-1地先	基本		
35	35	堀之内	第5	田中沢口	明神501-1	基本		
36	36	堀之内	第5	魚野地	魚野地382	基本		
37	37	堀之内	第5	田代	明神700-4	基本		
38	38	堀之内	第5	明神	明神993-1	基本		
39	39	堀之内	第5	下稲倉	明神2211-2	基本		
40	40	堀之内	第5	上稲倉	明神2531-1	基本		